

## 「転売」で稼ぐ！？簡単にはもうかきません

インターネット通販等で仕入れた商品を、フリマサイトやネットオークションで販売する「転売ビジネス」のトラブルが寄せられています。そこで、消費者がトラブルに遭わないよう事例を紹介します。

### 【事例】40歳代 男性

インターネットで副業を検索し「転売ビジネス」ならば物を売り買いするため騙されたりすることはないと思い、広告に1カ月30万円の収入と書かれた事業者に連絡をした。すると、講座の会員登録料5万円と、ビジネスを有利に行うためのツール使用料月々5,000円が必要であることを説明された。後日、メールで動画が送られてきて、ネットオークションで商品（家電製品）を競落し、大手通販会社で販売する方法を教授された。返金対応の条件もあり安心していった。しかし、メールでのサポートも簡単な助言のみで、3か月経過したが一度も収入がなく、在庫を抱えたままだ。

### 【ひとこと助言】

#### ●簡単に高額収入を得られることを強調する広告や宣伝には要注意

「簡単にもうかる」「すぐに元が取れる」などという広告などを信じ、転売ビジネスを始め、その後もうかるためのノウハウ、サポート、会員登録などで高額な費用を支払ったものの、実際には稼ぐことができないという事例が多くあります。虚偽・誇大な広告や表示は安易に信用するのは危険です。

#### ●無在庫での転売をうたうビジネスはもうかりません

事例のように在庫を確保して他のサイトで転売するものだけではなく、商品の写真だけアップし購入が決まった後、別サイトから安価で購入したものを転売する「無在庫」を勧める業者もいます。在庫を持つ負担軽減とメリットを説明されますが、大手通販サイトでは無在庫での出品・販売は禁止されており、サイトの運営業者に発覚した場合、警告・アカウント停止といった措置がとられることから、そもそもビジネスとして成立しません。

#### ●取引に関して不審な点があった場合は、契約せず「やらない」と明確に伝えることが大切

高額なサポート料金が払えないため「お金がない」と断ると消費者金融からかりることを勧められたり、未成年者と分かっているながら高額な契約を結ばせる悪質なケースもあります。少しでも「おかしいな？」と思ったり、困ったときは下記士別地区広域消費生活センターにご相談ください。

**消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820**

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWNqj>

